

お客様各位

新型コロナウイルス 4月以降の対応に関するお知らせ

平素はジュエインドアテニス&ゴルフをご利用頂きありがとうございます。

弊スクールの新型コロナウイルスの対応につきましては、所轄官庁、行政機関等の情報を収集し、その指導に則り適切に対応して参ります。4月1日より6月30日までの対策といたしまして、下記の通り対応させていただきます。

記

1. 4月以降の対応について

2020年4月～6月までの3ヶ月間を①特別振替期間または②特別休会制度（1ヶ月単位）とし対応して参ります。

① 特別振替期間について

4月～6月分を全て特別振替期間とし、有効期限を12月レッスン最終日まで延長いたします。この期間、ご自身の判断によりご来場頂けます。

（1月～3月特別振替分に関しては、休会者の有効期限は10月1日まで、在籍者の有効期間は12月末まで延長いたします）

② 特別休会制度について

4月～6月の3ヶ月間（レッスンスケジュールによる1ヶ月単位で受付）の限定休会を受付けいたします。

休会期間中はレギュラーレッスン、振替レッスン、特別レッスン、プライベートレッスン等のご利用頂けません。

また、納付済みのレッスン料は、復会後の受講料に充当させていただきます。

※休会月の1/3料金は別途ご請求となります

※休会された場合、1月～3月の特別振替分を使ってのご来場もできません

2. 特別制度対象期間

2020年4月～6月までの3ヶ月間とします。

対象期間は今後の状況により延長する場合がございます。

3. 受付方法

① についての手続きは必要ございません

※受講日前日までにフロントまたはWEBでのお休み連絡は必要です

② ついては5月31日（日）まで随時フロントにて受付いたします

4. その他

スポットレッスン券、その他無料チケット等の有効期限を12月レッスン最終日まで延長いたします。（3月以降の有効期限になっているものに限ります）

以上

今後も、お客様とスタッフの「健康と安全」を最優先に対応して参ります。皆様のご理解とご協力を何卒お願い申し上げます。

ジュエインドアテニス&ゴルフ
支配人 本川 大介